（特定減額特例対象者であつた者の被保険者資格の取得の時期に関する読替え）

第六条の二の三　特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合における法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日」とあるのは、「附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。

（法附則第四条の六第二項の申出をしていない特定減額特例対象者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた場合であつて当該該当しなくなつた者が異なる被保険者の種別に係る資格を有する場合の読替え）

第六条の二の四　法附則第四条の六第二項の申出をしていない特定減額特例対象者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた場合であつて、当該該当しなくなつた者が当該該当しなくなつた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合における法第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十三条」とあるのは、「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第六条の二の三の規定により読み替えられた第十三条第一項」とする。

（法附則第四条の六第二項被保険者の被保険者資格の取得及び喪失についての取扱い）

第六条の二の五　法附則第四条の六第二項被保険者が法附則第四条の六第六項第三号に該当するに至つた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合においては、法第十八条第一項本文、第十九条第二項本文及び第三項、第二十一条第三項、第二十二条第一項、第二十九条第三項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第九条の二第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定その他厚生労働省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。

2　法附則第四条の六第二項被保険者が法附則第四条の六第六項第三号に該当するに至つた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合における法第十九条第一項、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項及び第百条の二第五項の規定その他厚生労働省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、法附則第四条の六第六項第三号に該当するに至つた日に被保険者の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項の表旧厚生年金保険法の項中「のいずれかに該当するに」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれかに該当するに」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表第七十三条の二第一項第二号の項中「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項の項中「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

第七十九条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「同法」に、「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改め、同条第二項中「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

第百十七条第一項の表改正前協定実施特例法第三十一条第四項の項中「のいずれか」を「又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表改正前厚生年金保険法第百七条の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百二十三条	三　設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。	三　設立事業所に使用される者が、第十二条の規定に該当しなくなつたとき。
		四　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。次号及び次条第六号において「令和七年改正法」という。）第三条の規定による改正後の附則第四条の六第二項の申出が受理されたとき。
		五　令和七年改正法第三条の規定による改正後の附則第四条の六第二項に規定する同条第一項の規定による被保険者が特定減額特例対象者（同条第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。以下この号において同じ。）に該当しなくなつたとき（特定減額特例対象者に該当しなくなつた日に、同一の設立事業所に使用され、かつ、同日において第十二条の規定に該当しない場合に限る。）。

第三条第一項の表改正前厚生年金保険法第百二十四条の項中

第十二条	第十二条
五　七十歳に達したとき。	五　七十歳に達したとき。 六　令和七年改正法第三条の規定による改正後の附則第四条の六第二項の申出をしていない特定減額特例対象者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた場合であつて当該該当しなくなつた者が異なる被保険者の種別に係る資格を有する場合の当該異なる被保険者の種別に係る資格を喪失したとき。

を

平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第十二条又は第十八条の二第二項